明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○国立国会図書館法の一部を改正する法律（七三）　四
○商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（七四）　三
○北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（七五）　三
○沖縄科学技術大学院大学学園法（七六）　三

〔府令・省令〕
○経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・財務・経済産業七）　九
○経済産業省・財務省関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する省令（財務・経済産業四）　一四
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四六）　一四
○エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令等の一部を改正する省令（同四七）　一四

〔告　示〕
○重要文化財を国宝に指定する件（文部科学九九）　一四
○重要文化財を分割して国宝に指定する件（同一〇〇）　一四
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（同一〇一）　一四
○重要文化財を分割し文化財を追加して指定する件（同一〇二）　一四
○重要文化財の一部を解除して員数を改める件（同一〇三）　一四
○重要文化財に文化財を追加して名称及び員数を改める件（同一〇四）　一四
○旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定により認定された物件を重要文化財に指定する件並びに旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律の規定による認定を取り消す件（同一〇五）　一四
○文化財を重要文化財に指定する件（同一〇六）　一四
○国宝の名称を改める件（同一〇七）　一四
○重要文化財の名称及び員数を改める件（同一〇八）　一五
○文化財を登録有形文化財に登録する件（同一〇九）　一五
○農林水産分野における個人情報保護に関するガイドラインを定める件（農林水産九二四）　一五
○登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部を改正する告示（国土交通七一九）　一五

〔公　告〕
諸事項
裁判所　一六
破産、免責、再生関係
特殊法人等　一六
西日本高速道路株式会社無縁墳墓等改葬、司法書士名簿登録等、税理士登録者、公示送達、特定計量器型式承認、日本弁護士連合会「日弁連ひまわり基金」支出に関する規則中一部改正・弁護士偏在解消のための経済的支援に関する規則中一部改正・立法対策室規則制定関係　一六
地方公共団体　一八
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一八
会社その他　一九
会社決算公告　二一

本号で公布された法令のあらまし

◇国立国会図書館法の一部を改正する法律（法律第七三号）（国会）

1　国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料の収集に関する規定の整備

㈠　館長は、国、地方公共団体、独立行政法人等のインターネット資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができることとした。（第二三条及び第二五条の三第一項関係）

㈡　国、地方公共団体、独立行政法人等は、自らのインターネット資料について、館長が㈠の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならないこととした。（第二五条の三第二項関係）

㈢　館長は、国、地方公共団体、独立行政法人等に対し、当該者のインターネット資料のうち、特に必要があるものについて、国立国会図書館に提供するよう求めることができることとした。（第二五条の三第三項関係）

2　著作権法の一部を改正し、インターネット資料の収集のための記録及び複製に係る規定の整備を行うこととした。（附則第三条関係）

3　この法律は、平成二二年四月一日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

◇商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（法律第七四号）（経済産業省）

1　商品取引所法の題名を「商品先物取引法」に改めることとし、あわせて目的を変更することとした。

2　定義の変更（第二条関係）

㈠　先物取引、商品市場等の定義を変更することとした。

㈡　商品先物取引業等に係る定義の整備

(1)　「商品取引受託業務」を「商品先物取引業」とし、外国商品市場取引の委託を受ける行為、店頭商品デリバティブ取引を行う行為等を追加することとした。

(2)　「商品取引員」を「商品先物取引業者」とし、商品先物取引業を行うことについて主務大臣の許可を受けた者をいうこととした。